

令和6年度 第1回奈良県地域福祉推進計画策定委員会 議事録

開催日時：令和6年10月28日（月）10時～

開催場所：ホテルリガーレ春日野 畝傍の間

出席委員（敬称略 五十音順）

石井 裕章、金田 喜弘、北村 嘉津代、亀甲 義明、辻村 泰範、永田 祐、中村 秀雄
増田 武雄、宮本 美紀子、八木 三郎、横井 扶紗

欠席委員（敬称略）

東 幸次郎

1. 開会

2. 福祉医療部長挨拶

3. 委員紹介

4. 議事

（1）委員長の選任について

委員長の選出 委員長：永田 祐 氏

（2）委員長代理の指名について

委員長代理の指名 委員長代理：八木 三郎 氏

（3）奈良県地域福祉計画の中間見直しについて

○奥野地域福祉課長

資料2～4に基づき説明。

< 意見交換 >

○石井委員

今年の4月から孤独・孤立対策推進法が施行されており、地域福祉計画の範疇ではないかと思うが、資料2の「見直しの考え方」の中で触れられていない。

○奥野地域福祉課長

孤独・孤立対策推進法は、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すものであり、「奈良県人と人及び人と社会が

つながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」の理念と重なるところと考えている。本計画は、条例を実現する具体的な施策を示すものであり、計画に記載する取組を進めることで、孤独・孤立対策の推進に資するものと考えている。

○石井委員

見直しの考え方の中にあえて入れるべきではないかと思う。最近、強盗事件を起こしている若者や、大阪のグリ下に集う若者など、社会とのつながりが無いということが背景にあるのではないかと感じる。また、今後、単身高齢世帯も大きな問題となる。何をしていくかということは難しいと思うが、上位計画というからには、入れていただいたほうがいいのではないかと思う。

○永田委員長

孤独・孤立の状態は色々な社会課題の原因にもなっており、総合的な対策が必要ということで、国において法律が制定された。そういった観点について目配せした記述があったほうがよいのではないかとご意見をいただいたので、ご検討いただきたい。

○中村委員

資料３では若者に対する支援は記載されているが、高齢者、認知症、認知症予備群に対する支援については、認知症施策推進計画という計画の名前が追記されたのみである。これはどういう計画で、県の予算としてどう考えておられるかお聞きしたい。

○小林地域包括支援課長

認知症基本法が今年の１月に施行された。この法に則り、奈良県として認知症施策推進計画を今年の３月に策定したところ。そういった趣旨を今回の見直しの中に反映させるということで、資料３の主な見直し項目の中では計画名の追記のみだが、地域福祉計画の本文では認知症の方への支援について記載している。今年度は、先月の認知症月間においてライトアップやシンポジウムをはじめ、色々な啓発活動や、数値目標にもなっている認知症サポーターの養成等に取り組んでいるところ。来年度以降も引き続き、県として認知症施策推進計画、あるいは地域福祉計画に基づいて取組を進めていきたい。

○中村委員

各市町村で認知症サポーター養成事業が実施されているが、認知症や認知症予備群で困っている人に対して、まだまだ支援が十分とは言えない。老人会にも、フレイル対策のためのサロン活動等、様々な発案をいただいている。認知症、認知症予備群の人はたくさんおり、できるだけ安心して暮らせる環境づくりをしたいと思うので、県からも力を貸していただくようお願いする。

○永田委員長

介護予防や認知症予防は、老人会をはじめとした地域のみなさんが、色々なサロンや居場所、役割を作るような活動を一生懸命やっただけではない。そういった活動を、市町村もそうだが、都

道府県でもしっかり応援していただきたい。また、高齢者だけではなく、若い人で認知症になる方もおられるので、そういった方へのサポートも充実させてもらいたいと思う。

○金田委員

資料3の主な見直しの項目のところで、こどもの虐待や要保護児童対策協議会についての記載を「権利擁護の推進」の項目へ移動したということだが、現行の計画では支援体制という意図で書かれていたと思う。今回、権利擁護の意味合いとして移動された理由を伺いたい。

○高垣こども家庭課長

令和5年4月にこども基本法が施行され、「こどもまんなか社会」の実現のため、こどもの最善の利益を考えて取り組むことがうたわれている。今回、児童虐待とこどもに関する権利擁護については、高齢者や障害者の権利擁護や虐待防止に関連した記載とのバランスを図るため、「権利擁護の推進」の項目に移動した。また、取組内容については見直しを行い、今年度からアドボカシーの導入ということで、児童養護施設等にいるこどもたちに意見聴取を行っており、継続して取り組んでいきたいと考えている。

○金田委員

「経済的困難等を抱える子どもの支援の充実」についても引き続き取組が必要であるので、児童虐待についての記載を移動することで、もともとの項目が縮小したように見えることを懸念している。

○永田委員長

高齢者や障害者の権利擁護、虐待防止の並びで権利擁護の推進の項目に整理されたということは理解できたが、支援体制の強化についても留意いただきたいとの提案であった。また、こどもの権利について、アドボケイトの施設への設置が児童福祉法の中で努力義務として位置づけられているので、積極的に推進していただきたい。

○横井委員

1点目は、数値目標のあいサポーター養成人数について、新たな目標では現在の目標より数値が下がっているはなぜか伺いたい。

2点目は、「「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく中核機関の設置市町村数」について、数が非常に伸び悩んでいる。社会福祉士会、弁護士会、司法書士会の3士会の協議の中でも、家庭裁判所との協議の中でも、設置が進んでいかないことが課題になっており、具体的な要因があれば教えてほしい。

○島岡障害福祉課長

あいサポーター養成人数について、もともとの目標は令和6年度に42,100人としていたが、令和5年度時点で28,432人の実績であり、新たな目標では令和8年度に32,800人と見直ししている。その理由について、あいサポーター養成研修はもともと平成21年に鳥取県で始まり、全国

に広がっていく中で、奈良県では平成25年度から開始した。当初は年間約3,000人のペースで増加しており、令和6年度に42,100人を目標としたが、近年では年間千数百人の増加となっていたことから目標数値を見直した。

○小林地域包括支援課長

中核機関の設置については、3土会の意見交換等でも助言をいただいているところ。県内39市町村のうち、設置が9市町村に留まっている点について、市町村担当課の人員不足や、この分野での知識不足が一つの要因であると考えている。特に、成年後見制度についての相談件数が少ない、あるいは相談がない小規模の自治体で設置が進んでいないという現状がある。今年度、中核機関の設置を予定している市町村もあり、今後も重要な課題として、市町村への支援や相談窓口を設置し、着実に進めていきたい。

○永田委員長

成年後見制度は、法制審議会で民法の改正が議論されており、成年後見の範囲を本人の必要に応じて限定するといった改正になるのではないかと思う。そうすると、家庭裁判所と協議する機関が必要になるので、中核機関の法制化も議論されている。法制化されてから急いで設置するより、事前にしっかりと準備しておくことが重要だと思う。3土会の先生方にも頑張っていただかないといけないが、ぜひ目標を達成できるよう進めていただきたいと思います。

○亀甲委員

早期発見が重要ということが記載されているが、色々な施策を実施している中で、制度にたどり着かない方がたくさんおられると感じる。そのような方への支援も必要になる。

ヤングケアラー支援について見直し項目の中に入っているが、関係者だけではなく、県民や、支援の対象となる子どもたちへの周知が重要だと考えている。あわせて、障害者の権利擁護については合理的配慮の提供ということが言われているが、障害のある方への合理的配慮の提供とはどういうことかということ、大人だけではなく、子どもたちへ周知することが必要だと思う。

○奥野地域福祉課長

各分野にとどまらない連携体制を構築し、住民の困りごとに早期に気づき、適切な支援につなげる包括的な支援体制を整備するという市町村の取組を支援するため、機運の醸成として市町村向けトップセミナーの開催や、地域の実情に応じた実務者の実践を支援する等、県として取組を進めている。

○高垣こども家庭課長

ヤングケアラーの周知については課題と認識している。現在のところ、ヤングケアラー支援に携わる支援者に対しては、研修動画を作成し、周知・啓発を行っている。今後、小中学校の児童・生徒やその保護者、地域住民の方向けの周知に取り組んでいきたいと考えている。

○永田委員長

1 点目の相談がたらい回しにならない市町村の仕組みづくりについては、民生委員をはじめ、身近なところで地域の困りごとに気づく地域住民の力が重要で、市町村が地域としっかり協力していく必要があると思う。

2 点目のヤングケアラーの周知について、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい。SOSを出しやすい環境づくりや、周囲の方が気づくということが重要になるので、しっかり周知していただきたい。

○辻村委員

1 点目は、新型コロナウイルス感染症と社会課題との関係について。たとえば、データでみると新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴って児童虐待が顕在化したという記載があるが、疾病の構造や感染拡大防止のための施策が社会課題とどうつながっているのが、科学的論拠についての議論がされていないと感じる。

2 点目は、参考資料 2 の中間見直し案では「はじめに」の項目が現計画策定時のままになっている。なぜ見直しを行うのかということを追記して、更新すべきではないかと思う。

○奥野地域福祉課長

今回の中間見直し案では本文の中で見直しを行う箇所をお示ししている。「はじめに」の項目については、今後見直しを行う。

新型コロナウイルス感染症が社会課題にどうつながっているかということについて、福祉の現場では対面での取組が制限されることもあったが、現状ではその影響についてデータでの読み取りしか計画に記載できていない。データ以外から読み取れる、推察できるものがあれば、計画の中に入れていきたいと考えている。

○八木委員

今年の 4 月に改正障害者差別解消法が施行され、今まで努力義務だった民間での合理的配慮が義務化されたが、盲導犬をつれた人がバスの乗車を拒否されたり、不当な取扱や合理的配慮の不提供の事例が増えてきていると感じる。また、幸せな社会を作るために、公助・共助・自助の 3 つの要素がバランス良く必要と言われているにも関わらず、自助に力が入っているように思う。たとえば、セルフサービスのガソリンスタンドが増えているが、車椅子に乗っているとガソリンを入れられないため、店員に手助けを求めても、セルフサービスで値段を安くしていることを理由に断られることもあった。移動する際は電動の車椅子を使うようにしているが、最近は「お手伝いしましょうか」と声かけされる機会もないと感じる。SDGsでは「誰一人取り残さない」社会を目指すとされているが、支援を必要とする人が、どんどん置いてけぼりにされているという現状がある。

○島岡障害福祉課長

地域福祉計画は上位計画になるが、福祉分野の各計画として、現在、障害者計画の改定作業を進めており、障害を理由とする差別の解消についても内容を検討しているところ。具体的な取

組として、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を平成28年に制定し、県障害福祉課内に専門の相談員を配置した障害者相談窓口を設置している。様々な相談、要望をお聞きしているが、盲導犬の入店が拒否されたという相談であれば、直接当該店舗に出向いてどのような対応が可能か話し合う等の対応を行っている。日々、新しい問題が出てきており、今後も丁寧に対応していきたい。

○宮本委員

地域福祉計画の基本的な考え方にある①～③の仕組みの構築について、私たちは毎日の仕事として、地域、住民の方々と向き合っている。改めて、この①～③が大事なことだと感じている。あらゆる生活課題に対応しなければならず、先ほども早期発見して制度につなぐという話があったが、制度につながらない方もたくさんいる。そのような方へは継続した見守りや、徹底したアウトリーチが必要で、アウトリーチにも終わりが無い。市町村社協は市町村から委託を受けて事業を実施しており、市町村からのバックアップが重要であり、市町村社協だけで頑張るのではなく、市町村とともに県からもバックアップがあれば、より頑張れると思う。

地域は日々変化しており、その変化に気づくためには、住民との日々のコミュニケーションが大事であるということ、行政にも理解してもらう必要がある。民生委員や老人会など、色々な方々との協力が必要だが、事業所、民間企業、団体との連携が今まで以上に必要であると思う。このような取組が必要だと理解していただけるような周知等、市町村、県からのバックアップをお願いしたい。

○永田委員長

県と県社協で市町村社協をバックアップしていただくことは重要だが、福祉分野に限らない色々な人たちの協力が必要という視点で取組を推進していただきたい。また、この計画の中で市町村でのコミュニティソーシャルワーカーの配置を働きかけていただいているが、県社協と連携して、引き続き取組を進めたいと思う。

○北村委員

県下のボランティア組織の一番の悩みは、ボランティアも高齢化しており、活動を引き継いでくれる若者がいないということ。大学や高校でボランティアクラブを作っているところもあるが、卒業すると活動が終わってしまう。災害の際には若い人もたくさんボランティアに参加されるが、その後もボランティア活動を継続してくれる人は本当に少ない。福祉だけではなく、教育の分野でも福祉教育ということにもっと取り組んでいただき、教育の中で、若者に対し福祉について考えていこうという取組を協働してやっていきたいと思う。行政は地域福祉計画を策定し、計画に則って取組を進めていくが、それを支えるのは人で、その一人としてボランティアがいる。計画を進める上で、ボランティアの人材養成という点にも注目していただきたいと思う。

○永田委員長

地域福祉は人が推進していく、そこが基本になるということはお意見のとおりだと思う。ボランティアの推進について、教育と連動して、福祉教育という形で子どもたちにしっかりと浸透させていくというこ

とも重要になる。社協でも取り組んでいただいていることだと思うが、一層進めていただきたいと思う。

○増田委員

県下全域で自治会離れが進んでいることに悩んでいる。自治会の会長を引き受ける人材も少なくなり、民生委員にしても、保護司にしてもなり手が少ない。自治会では、防犯灯の設置をはじめ、広報誌の配布や環境美化活動等を行っているが、自治会に入らなければ、このような活動をしなくてもよいと、自治会に入らない人が増えてきており、地域全体としてまとまりにくい現状にある。

○永田委員長

地域社会の土台が揺らいでいると感じる。ともに社会を作るという意識を共有することが難しくなっているという中で、地域福祉をどう進めていくかということを考える必要がある。

○石井委員

地域の困りごとを把握するコミュニティソーシャルワーカーは重要だと思うが、資料 4 にあるように、なかなか配置が進まない。市町村の理解がないと進まないと思う。一方で、県社協ではコミュニティソーシャルワーカーの養成講座を実施しているが、すでに400人近くの色々な専門分野の方が受講している。引き続き養成を進めていきたいと思うので、県からも支援をお願いしたい。また、色々な社会課題が出ていたが、地域福祉計画の大元になる包括的な相談支援体制の構築が最も重要だと思うので、力を入れていただきたいと思う。

○金田委員

コミュニティソーシャルワーカーの養成ということで、フォローアップの研修に関わっている。受講者は地域で良い実践を進めておられる一方で、悩まれてもいる。400人養成されていて数値目標がなかなか伸びていないのはどこに要因があるのか、たとえば要件が高いハードルになっているのか等、分析があればいいと思う。また、養成しても、養成後のフォローがなければ結果的に取組が進まないということもある。いかにフォローアップの研修を充実させていくかが重要だと思う。

○永田委員長

コミュニティソーシャルワーカーの養成と、養成するだけではなく、その定着やフォローアップ研修の充実ということを進めていただきたい。

5. 閉会